

平成21年2月3日（火曜日）第1号

○議事日程	3頁
○本日の会議に付した事件	3頁
○出席議員	3頁
○欠席議員	4頁
○説明のため出席した者	4頁
○職務のため出席した事務局職員	5頁
○開会宣告	6頁
○開議宣告	6頁
○日程第 1 会議録署名議員の指名	6頁
○日程第 2 会期の決定	6頁
○日程第 3 議案第1号及び	
日程第 4 議案第2号	6頁
○委員会付託省略の議決	7頁
○閉会宣告	15頁

平成21年五所川原市議会第1回臨時会会議録（第1号）

◎議事日程

平成21年2月3日（火）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 議案第1号 平成20年度五所川原市一般会計補正予算
 - 第 4 議案第2号 五所川原市長の給料月額の減額に関する条例の制定について
-

◎本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 議案第1号 平成20年度五所川原市一般会計補正予算
 - 第 4 議案第2号 五所川原市長の給料月額の減額に関する条例の制定について
-

◎出席議員（29名）

1番	花田	進	議員	2番	井上	浩	議員
3番	片山	英幸	議員	4番	齊藤	一郎	議員
5番	山田	善治	議員	6番	伊藤	永慈	議員
7番	吉岡	良浩	議員	8番	成田	和美	議員
9番	鳴海	初男	議員	10番	高杉	利彦	議員
11番	平山	秀直	議員	12番	木村	博	議員
13番	田中	賢一	議員	14番	山口	孝夫	議員
15番	松野	武司	議員	16番	寺田	武造	議員
17番	古川	幸治	議員	18番	秋元	洋子	議員
19番	稲葉	好彦	議員	20番	磯邊	勇司	議員
21番	阿部	春市	議員	22番	桑田	茂	議員
23番	福士	寛美	議員	24番	木村	清一	議員
25番	野呂	國四郎	議員	27番	三潟	春樹	議員
28番	川浪	茂浩	議員	29番	工藤	武則	議員
30番	葛西	収三	議員				

◎欠席議員（1名）

26番 加藤 馨 議員

◎説明のため出席した者（30名）

市 長	平 山 誠 敏
副 市 長	三 上 裕 行
総 務 部 長	宮 崎 堅 治
財 政 部 長	佐 藤 茂 宗
民 生 部 長	佐 藤 文 治
福 祉 部 長	工 藤 勝
経 済 部 長	三 上 隆
建 設 部 長	白 戸 幸 一
金木総合支所長	中 野 博 之
市浦総合支所長	奈 良 勝 義
西北中央病院 事 務 局 長	平 山 耕 一
水道事業所長	黒 滝 金 光
会 計 管 理 者	三 橋 俊 一
教 育 委 員 長	阿 部 育 也
教 育 長	木 下 巽
教 育 部 長	福 井 定 治
選挙管理委員会 委 員 長	川 浪 太刀男
選挙管理委員会 事 務 局 長	春 藤 光 正
監 査 委 員	大 野 欽 也
監 査 委 員 長	笹 森 英 志
農業委員会会長	太 田 昭 市
農 業 委 員 会 事 務 局 長	小田桐 宏 之
人 事 課 長	佐 藤 方 信
企 画 課 長	岩 崎 明 彦

財 政 課 長	佐 藤 明
税 務 課 長	工 藤 仁
市 民 課 長	長 尾 晶 子
保 護 福 祉 課 長	須 藤 久 男
農 林 水 産 課 長	工 藤 雄 三
土 木 課 長	菊 池 司

◎職務のため出席した事務局職員

次 長	岩 川 静 子
議 事 係 長	竹 内 拓 人
庶 務 係 長	飛 鳥 順 一

午前10時10分 開会

◎開会宣告

- 議長（齊藤一郎） ただいまの出席議員29名、定足数に達しております。
これより平成21年五所川原市議会第1回臨時会を開会いたします。
-

◎開議宣告

- 議長（齊藤一郎） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の会議は、議事日程第1号により会議を進めます。
-

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（齊藤一郎） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、18番秋元洋子議員、19番稲葉好彦議員、20番磯邊勇司議員を指名いたします。
-

◎日程第2 会期の決定

- 議長（齊藤一郎） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。今臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（齊藤一郎） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日と決定いたしました。
-

◎日程第3 議案第1号及び

日程第4 議案第2号

- 議長（齊藤一郎） 日程第3、議案第1号 平成20年度五所川原市一般会計補正予算及び日程第4、議案第2号 五所川原市長の給料月額削減に関する条例の制定についてを議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

- 市長（平山誠敏） 一登壇一

おはようございます。平成21年五所川原市議会第1回臨時会に提出いたしました議案の概要について御説明いたします。

議案第1号は、平成20年度五所川原市一般会計補正予算であります。夏祭り開催時に使用する太鼓の製作及び市立図書館のアスベスト除去等を行うため提案するものであります。

議案第2号は、五所川原市長の給料月額の特減に関する条例の制定についてであります。不祥事に対する終局的な責任者としてみずからを律するため提案するものであります。

本臨時会に提案いたしました議案は以上でございます。議員各位におかれましては、何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

◎委員会付託省略の議決

○議長（齊藤一郎） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案2件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 異議なしと認めます。

よって、以上の2件については委員会付託を省略することに決しました。

○議長（齊藤一郎） 議案第1号 平成20年度五所川原市一般会計補正予算の質疑を行います。

21番。

○21番（阿部春市議員） 議案第1号に対して反対するものではありません。議案の説明会の中で一部確認しておきたい。ところが、なかなか時間なくてできなかったものから、内容の確認をさせていただきたいと、こう思います。

まず、今回の臨時議会はアスベスト議会だというふうになってはいますが、平成17年の年にアスベスト調査をして一部改修をしてきたわけでありまして。今回新たにアスベストの対策が強化されたということで再調査をしたと、こんな説明であったらうと、こう思うんですが、その強化された内容をもう一度説明を求めたいし、さらには今回の強化された部分でどのような調査をしてきたのか、その報告を求めたいと思っております。

○議長（齊藤一郎） 総務部長。

○総務部長（宮崎堅治） お答えいたします。

アスベストにつきましては、平成17年に当時6種類が含まれているということが確認されておりましたが、当時の通達では主に3種類の調査をとということで、本市といたし

ましても3種類の調査をいたしました。その後国内の建築物からトレモライトという、いわゆる6種類の中にあるんですが、当時検査しなかった成分が検出されたという事案が発生したことから、国の通達によりそれも含めた6種類の調査をするようにということがまず1つでございます。

それから、アスベストの含有量でございますが、当時は含有量1%を超えるものが対象となっておりますが、その含有量が強化されまして0.1%というふうに強化されたということでございます。それに基づきまして、前回調査した箇所のうち解体撤去した建物以外、36施設、49カ所について調査いたしました。その結果、いわゆる0.1%以上の含有量が発見された箇所が4施設でございます。それらについての一つとして今回提案している次第でございます。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 21番。

○21番（阿部春市議員） これ調査するにどのぐらい調査費かかったものなんですか。しかも、この結果、図書館や中央小学校、勤労青少年ホーム、それから金木トレーニングセンターというふうなことで、議案の説明会のとき説明を受けていましたけれども、調査費はどうなったんですか。

○議長（齊藤一郎） 総務部長。

○総務部長（宮崎堅治） お答えいたします。

先ほど36と申しましたけども、39施設の誤りでございますので、訂正させていただきます。

次に、調査費でございますが、昨年10月に調査いたしました。167万2,650円を委託料として、調査費として計上し、委託してございます。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 21番。

○21番（阿部春市議員） 内容わかりました。

ところで、勤労青少年ホーム、現在これ利用率、どのように利用されていますでしょうか。

○議長（齊藤一郎） 経済部長。

○経済部長（三上 隆） お答えします。

勤労青少年ホームにつきましては、現在条例を廃止してございます。

○議長（齊藤一郎） 21番。

○21番（阿部春市議員） 私は、そういうことで建物が利用されていないのであれば、こ

れアスベストの対策で改修をしなくてもよいのではないかと、こう考えるわけですがけれども、いかがでしょうか。

○議長（齊藤一郎） 経済部長。

○経済部長（三上 隆） 現在勤労青少年ホームにつきましては、シルバーのほうに現在貸し付けしてございます。今の対策につきましては、今後の国の2次補正等を見ながら検討するというところで考えてございます。

○議長（齊藤一郎） 21番。

○21番（阿部春市議員） 最後にしますけど、このアスベスト対策、何よりも国の通達によって安全を確保しなさいという、国からの各地方自治体に対してアスベスト対策をしなさい、しかし国では予算はつけないよと。今私も五所川原市でも本当に行革であらゆるものを切り詰めて、あるいは職員の管理職手当までカットしている、そういう状況の中で、財政が相当に厳しい中で国では予算はくれないよ、各地方自治体でやってくれよと、こういうことなんです。これは、当市だけではございませんけれども、そんな国の政策でよいのかなと。先ほど経済部長、第2次補正で交付税絡みで来るんだよという話をしていますけれども、この話をすればちょっと長くなるんですが、あらゆるものに国では交付税措置をしますから事業をどんどんやってください、そのことが今日今夜の夕張市なんです。確かに話はおいしい材料を国では預けるけれども、なかなかそう実態としてはなっていない。したがって、夕張市に次ぐのが今50自治体、市、団体があると、こういうふうにして言われているんです。当然平成21年度の当初予算もいろんな切り詰めをしなければならない、そういう状況の中であってこういったのが出てくると、いかがなものかなと、こういうふう思うわけです。ただ、どうにもならない現実というのがあるわけですが、少なくとも交付税措置が後ろに控えているからいいんだよという考え方に立ってもらっては困るのではないかと、こう思います。これは、何も私の意見でございまして、ぜひそんなことでやっていただきたいなと、こう思います。

○議長（齊藤一郎） 14番。

○14番（山口孝夫議員） 先日は、臨時議会の議案説明会で金木の公民館、公民館と書いても周辺設備で、現実にはトレセンなんですけども、その質問を、そのことを議案説明会で聞いたんですけども、きょう、今この時点で渡されて、これを見てどうだと言われても、私これ見方わかりません。要するに、議案説明会で説明を求めて、今この場所にこのものを持ってきて何も議案に反対するのかなんとかではないんですけども、その根拠となるべきこのものの説明がちょっとわかりませんので、これをちょっと説明してもらいたいなと思っております。というのは、20年3月の議会で5,770万円あったと、これ

は純粋にトレセンの解体工事費なのか。それから、7月20日に3,900万円になったと、それで8月、9月に4,300万円になったと。予算流用してこうなったというときに、じゃこの解体工事費はそのトレセン、5,770万円というのは純粋にそのトレセンだけの解体工事なのか、私にはこれ見てちょっとわからないんです。議員の方々もそうだと思うんです。すべからく出てしまって、こういう場所に来てどうだと突き刺されても我々議員としては何もこれを吟味する時間も何もないわけです。だから、もうちょっと丁寧に聞いたら聞いたものをきちっと早目に出してもらいたいなと思っております。少なくともその疑問を聞いた議員には出すべきだと思います。そうでないからこういう場所で改めてまた聞かなきゃならない状況になるんです。ということで、ちょっとこの説明を願いたいと思います。

○議長（齊藤一郎） 教育部長。

○教育部長（福井定治） お答えいたします。

前回議案説明会で資料を提示してもらいたいという御要望がございましたので、きょうごらの資料を配付いたしました。中身の説明ということでございますけれども、まず太い四角で囲んでいる部分でございます。トレセンの解体工事5,770万円、これについては当初予算でトレーニングセンターの解体工事、純然たる解体工事の予算ということでございます。7月20日に設計委託いたしまして工事費が確定したわけですが、その金額が3,919万6,500円ということでございます。その後、下の米印にも書いてございますけれども、鉄くずのスクラップ単価、これ今年度大きく変動してございます。1トン当たり最高で5万円、それから最低で2,000円ということで、4万8,000円ぐらいの差が生じてございます。1トン当たりの単価でございますので、300トンぐらいやればかなりの金額になろうかと思えます。こういった建設物価の変動による見直しがございます。4,334万4,000円という金額、それから下のほうになりますけれども、これは市浦のプールの関係でございます。これも同然にスクラップの単価が変動になっているということで、当初予算額が845万円でございます。それが1,768万2,000円に膨れ上がったということもございまして、予算の流用が必要になったわけです。その金額が923万2,000円、加えてアスベスト工事の予算も404万7,000円発生したということで予算を流用してございます。その後また鉄くずスクラップ単価が変動したということで、12月に建設物価の見直しをしてございます。その金額についてが今回予算要求してございます不足額に関係するわけなんですけれども、4,932万9,000円ということで、このたび490万8,000円の補正をお願いしたということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（齊藤一郎） 14番。

○14番（山口孝夫議員） 今鉄くずの話しされていましたが、ということは8月、9月に4,334万4,000円に予算というか、鉄くずの分がそうすると4,900万円に、アスベストが404万7,000円プラスになったことはわかります。そうすると、それを引き算すればいいんですけども、鉄くずの分で幾らぐらい減額になったわけですか。250万円か何十万円か、そのぐらいなんですか。

○議長（齊藤一郎） 教育部長。

○教育部長（福井定治） 単純に鉄くずのスクラップ単価が変わったということでございますので、単純に設計額からこの4,300万円差し引く、あるいは4,900万円差し引いた金額がその鉄くずの金額になります。

○議長（齊藤一郎） 14番。

○14番（山口孝夫議員） 私がしゃべっているのは、昔スライド制とかいっばいやっているわけですね。それをアスベストが404万6,000円だったら鉄くず分が4万8,000円ですから4万8,000円掛ける何百トンと、300トンなら300トンと、そして掛ければそういうふうになるということなんですか。そこ明快にしゃべってくれたほうがわかるんです。何かそれを含めてわからなくなったような話だから。4万8,000円掛ける300トンなんですか。お願いします。

○議長（齊藤一郎） 教育部長。

○教育部長（福井定治） 4万8,000円という金額は、5万円から2,000円引いた金額になりますけども、スクラップ単価というのは毎月変動してございます。ですから、単純に4万8,000円というわけにはいかないわけです。その辺を御理解願いたいと思います。毎月変動しているということです。

○議長（齊藤一郎） 14番。

○14番（山口孝夫議員） そうすれば、これはこういう見方してよろしいわけですか。3月の議会で当初予算で5,770万円というものをアスベストがふえたということで、8月、9月に物価変動の見直ししてアスベストの404万7,000円がふえて、それで5,770万円からアスベストの分を数えなくても減ったということは、これから四百何万円減ると4,500万円になるから、5,770万円の当初予算からそのぐらい、何ぼですか、4,500万円引けば1,200万円ぐらい減額になったということですね。減額になったというか、当初予算からそれだけ財政健全化のために早急に下げたというふうなとらえ方してもよろしいですか。

○議長（齊藤一郎） 教育部長。

○教育部長（福井定治） 解体工事当初予算に比べて今回4,900万円という金額になって

ございますので、大幅に下回っているということでございます。

○議長（齊藤一郎） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（齊藤一郎） 議案第2号 五所川原市長の給料月額減額に関する条例の制定についての質疑を行います。

2番。

○2番（井上 浩議員） 2番、市民の会、社民党の井上浩でございます。議案第2号 五所川原市長の給料月額減額に関する条例の制定についてお伺いします。

私は、12月定例会で指摘しましたように当市で導入をしています住民情報システム、富士通のM I C J E Tの運用では、端末の操作に厳しいマニュアルが課せられていても最後は職員の皆さんお一人お一人の判断ですので、職員の皆さんに心して取り組まれますようお願いをいたしました。ところが、12月定例会終了後の議員に対する説明会で今回の水道事業所での請求漏れについて明らかにされました。今議会でそのことに関して条例修正案が提案をされていますが、釈然としないのであります。信賞必罰という言葉がありますが、罪ある者は必ず罰するということではあります。今回の事例には当たらないと考えております。連帯責任という言葉もありますが、水道料金の請求行為に瑕疵があったことは事実ですが、請求書を受け取った市民、事業者、ひいてはそれらの皆さん方の声を代弁する議会にもかかわる問題だと考えております。

そこで、お伺いします。第1に市長の給料月額減額の理由と経緯についてお知らせください。

第2に、下水道料金請求漏れの関係者及び市民に対する市当局の対応は、私は適正に行われてきたと考えておりますが、最高責任者の市長はなぜみずからを律するとして減給処分を提案されるのか、その意義についてお知らせください。

第3に、一般的に市役所及び関係事業団体で取り扱っております公のお金についての

不祥事が続いておりますが、今後どのように適正な執行を行っていかれるのかお考えをお示しく下さい。

以上です。

○議長（齊藤一郎） 市長。

○市長（平山誠敏） ただいまの井上議員の質問でございますが、市の対応は十分であったと大変温かいお言葉をいただきましてありがとうございます。しかし、このたびの職員の初歩的なミスに起因する下水道使用料請求漏れにつきましては、多大な金額が時効となるなど市が損害をこうむったことのみならず、市の事務処理に対する市民の信用を大きく失墜させ、また市民の信頼を裏切る行為であり、不祥事の終局的な責任者として深く反省いたしますとともに、市議会議員各位はもちろんのこと、市民の皆様方に心からおわびを申し上げます。今後二度とこのような不祥事を起こさないため、チェック体制の強化を図り、再発防止に努めてまいりますので、議員各位におかれましては今後とも御指導、御助言を賜りますようお願い申し上げます。

さて、この不祥事の発覚して以来、市長として、また不祥事の終局的な責任者として責任のとり方について熟慮した結果、消滅時効等により市に多大な損害を与えたこと及び不祥事により失った市民の信頼回復と再発防止を図るためにも厳しく自分自身を律するべきとの結論に至り、ことし3月から6月までの4カ月間、給料月額10%を削減することを決意した次第でございます。

また、給料減額の意義については、まず第一義に市政の最高責任者として職員管理責任の甘さを悔い、みずからを戒め、失った市民の信頼を回復するためということであり、公人としての責任のとり方、不適切な行為に対する結果を示すことにより、職員の職務に対する姿勢を再確認してもらいたいということから実施することとしたものであります。さらには、今回の給料減額によりいささかではあります、市の損害を補てんするという意味合いも込め、みずからの給料月額の減額を選択したものでありますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、経緯等々につきましては関係部長に答弁させます。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 総務部長。

○総務部長（宮崎堅治） 住民情報システムの運用についてお答えいたします。

当市の住民情報システム、いわゆるM I C J E Tの運用につきましては端末を操作する者がパスワードを共用しないことなどを徹底させるべく、不適切な運用の改善を図るよう文書で指示するとともに、職場内においても適切な運用に努めるよう注意を促して

いるところがございますので、よろしくお願いいたします。

次に、公金の適正な執行につきましては、市の予算事務規則及び会計事務規則にのっとり予算執行等の適正な事務を行うとともに、公金はもとより公金以外の金品の取り扱い等についても細心の注意を払い、疑惑を招くことのないよう徹底を図ってまいり所存でございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（齊藤一郎） 建設部長。

○建設部長（白戸幸一） それでは、私のほうから下水道使用料金漏れの経緯と対応についてお答えいたします。

昨年7月、市民の方から下水道使用料の請求漏れがあるのではないかとの確認依頼があり、下水道課で直ちに調査いたしましたところ、請求漏れが確認されました。このため、他に請求漏れがないかすべての下水道使用者について確認、調査を行った結果、請求漏れ件数79件、総額は2,238万4,281円に上ることが判明いたしました。下水道使用料については、地方自治法に定められた金銭債権であり、その消滅時効は5年となっていることから、さかのぼって請求できる金額は時効分876万8,737円を除いた1,361万5,544円、件数は66件となりました。原因は、下水道使用開始時に下水道課から送付された資料を水道事業所において入力漏れ及び入力ミスがあったこと、また下水道課において資料の送付漏れ及び入力されたことの確認を怠ったことなどにより上下水道管理システムに登録されなかったものであります。

時効分を除いた請求漏れの使用料につきましては、昨年12月に下水道課及び水道事業所でチームを編成し、1回目の戸別訪問を行い、経緯と説明のおわびを申し上げますとともに、12月分からの徴収の同意と請求金額をお知らせしたところでした。ことし1月には、2回目の戸別訪問などを実施しておりますが、現在のところ対象者66件、時効分を除いた1,361万5,544円のうち納付の約束を取りつけていない方及び所在不明の方は合わせて9件、100万円ほどでございますが、引き続き戸別訪問するなど納付を要請してまいり所存であります。これらを除く57件につきましては、一括納入、または分割納入で承諾、あるいは納入方法等について相談中であり、関係者の御理解をいただきながら引き続き計画的な徴収に努めてまいります。

○議長（齊藤一郎） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました

以上をもって今臨時会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

◎閉会宣告

○議長（齊藤一郎） これにて平成21年五所川原市議会第1回臨時会を閉会いたします。

午前10時42分 閉会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成21年2月3日

五所川原市議会議長 齊 藤 一 郎

五所川原市議会議員 秋 元 洋 子

五所川原市議会議員 稲 葉 好 彦

五所川原市議会議員 磯 邊 勇 司